

当組合所定事項について

【当座勘定規定】

該当箇所	内 容
11. (過振り)	(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年8. 2% (年365日の日割計算) とし、当組合所定の方法によって計算します。

【総合口座取引規定・総合口座（普通貯金無利息）取引規定】

該当箇所	内 容
7. (当座貸越)	(2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
8. (貸越金の担保)	(1) この取引に定期貯金、定期積金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
9. (貸越金利息等)	<p>(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p>A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0. 4%を加えた利率</p> <p>B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合 そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0. 4%を加えた利率</p> <p>C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合 その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0. 4%を加えた利率</p> <p>D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0. 4%を加えた利率</p> <p>E 定期積金を貸越金の担保とする場合 その定期積金ごとにその約定利回りに年0. 4%を加えた利率</p> <p>②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。</p> <p>③この取引の定期貯金、定期積金の全額の解約または担保解除により、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。</p> <p>(2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年8. 2% (年365日の日割計算) とします。</p>